

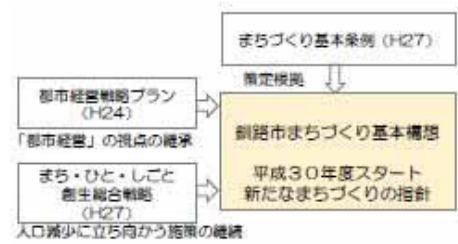
第5編 総合政策部

都市経営課

1 釧路市まちづくり基本構想

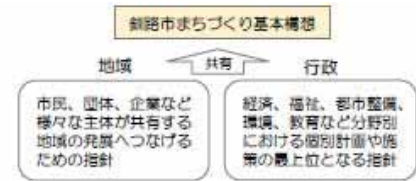
(1) 策定の目的

釧路市がこれまで進めてきた財政健全化等の取り組みを基盤として、地域が一体となり、目指すべきまちの姿を共有しながら主体的にまちづくりを進めていくことを理念として制定された釧路市まちづくり基本条例のもと、「都市経営」の視点による新たなまちづくりの指針として「釧路市まちづくり基本構想」を策定。



(2) 位置付け

目指すべきまちづくりを着実に進めていくために、経済、福祉、都市整備、環境、教育などの分野別における個別計画や施策の最上位となる指針として位置付け。



(3) 概要

安心して暮らし続けられる地域社会を実現するため、地域内でのつながりや信頼関係を強めていくとともに経済の活性化を図ることが大切であるという考えに基づき、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みを生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決を進める「域内連関」に取り組むとともに、「経済活性化」を主軸に、地域経済を担う主役となる「人材育成」と経済活動を展開する舞台となる「都市機能向上」を重点戦略と定め、目指すべきまちづくりを実現していく。

(4) 議決

平成29年12月15日構想編議決

(5) 計画期間

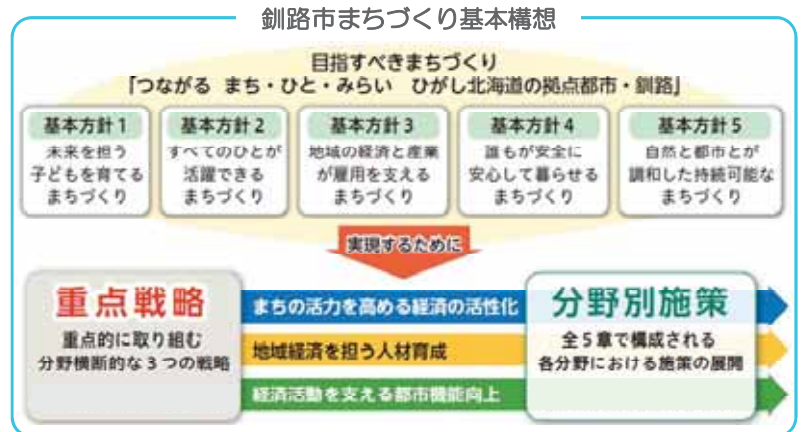
2018年度～2027年度

(6) 中期実施計画

ア 釧路市まちづくり基本構想
第2次中期実施計画

(ア) 期間

2019年度～2021年度



2 釧路市強靱化計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、釧路市の地域強靱化を推進するため、地域の特性を踏まえ、また、国や道の計画と調和を図り、釧路市の関連する他計画等の指針となる基本的な方針を策定した。

(1) 策定経過

ア 有識者懇談会（4回開催）

(2) 取組期間 2018年度～2022年度

3 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少が急速に進む中で、将来に希望の持てるまちの姿を見据え、地域が一体となって苦難を乗り越えていくことを目指し、平成27年度に「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

(1) 戦略の概要

ア 目指す都市像 未来への「希望」輝く ひがし北海道の拠点・くしろ

イ 最優先課題 「域内循環」と「外から稼ぐ」取組の推進などにより、力強い経済基盤を構築し雇用の創出などを図り、親になる世代を確保して急激な人口減少に歯止めをかける。

ウ 重点戦略

- (ア) 「『わかもの』の希望がかなうまち・くしろ」
- (イ) 「『女性』の希望がかなうまち・くしろ」
- (ウ) 「すべての人の『住み続けたい』という希望がかなうまち・くしろ」
- (エ) 「『来たい・住みたい』と思えるまち・くしろ」

エ 取組期間 2015年度から2019年度

(2) 戦略の推進

- ア 推進本部会議（2回開催）
- イ 推進会議（2回開催）

4 新市建設計画

- (1) 平成17年2月25日に釧路市・阿寒町・音別町合併協議会にて策定
計画期間：合併年度及びこれに続く15年間

5 釧路市重要懸案事項要望活動等の実施

(1) 経過

- ア 平成30年7月11日～7月12日、7月19日～7月20日
国・北海道開発局・北海道ほか関係機関へ要望活動

6 ふるさと納税の推進

厳しい財政状況の中で自主財源を確保するため、「ふるさと納税」のPRを促進、簡易に寄附できる環境整備や高額寄附者に対し釧路の特産品贈呈を行い、次年度以降の寄附の継続を促進し歳入の向上に努める。

年度	寄附件数	寄附額
28	12,799件	293,870,578円
29	16,720件	417,664,008円
30	33,779件	782,679,487円

7 釧路市まちづくり基本条例に係る取組の推進

まちづくりに関する基本理念・基本原則を定め、市民の権利・責務と市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定め、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とし、条例の検討委員会における検討を踏まえ、釧路市まちづくり基本条例を制定し、平成27年10月1日から施行した。また、その取り組みや条例の内容等について市民に周知を図る。

8 世界自然遺産登録の推進

阿寒湖及び周辺地域の世界自然遺産登録を目指し、関係機関、関係団体との情報の共有と登録に向けた運動の展開を図る。

9 定住自立圏構想等推進

人口減少に伴う税収の減少などにより、全ての市町村ごとにフルセットの生活機能を整備・維持していくことが困難な状況となることが予想されるため、定住自立圏構想における圏域の中心市である釧路市の機能と近隣町村の機能とが協定によって連携し、「定住」のために必要なさまざまな機能を圏域全体で確保することを目指す。また、「定住自立圏形成協定」を締結した中心市及び近隣市町村の定住自立圏の将来像や、協定に基づき推進する取り組み並びに成果指標、役割分担を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を作成している。

- (1) 釧路定住自立圏共生ビジョン懇談会（2回開催）
- (2) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換会（1回開催）

10 行政視察誘致促進事業

交流人口の拡大を目的に、くしろ地域での先進的な取り組み事例を冊子にまとめ、大学教授、公共政策系の大学院等に配布し、調査・研究、ゼミ合宿の誘致促進を図る。

- (1) くしろ地域政策本の配布

11 釧路市地域協議会

市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、市長の附属機関として釧路市の各施策などについて審議する他、各地区における個別の課題などについて市長へ意見を述べる。

- (1) 釧路地域協議会（2回開催）
- (2) 阿寒地域協議会（2回開催）
- (3) 音別地域協議会（1回開催）

12 地域公共交通再編事業

持続可能な公共交通を形成するためのマスタープランである「釧路市地域公共交通網形成計画」を平成29年6月に策定し、当該計画に示された理念や方針に基づいて地域公共交通の再編に向けた実施計画の検討を進めている。

- (1) 経過

ア 釧路市地域公共交通活性化協議会の開催（平成30年度 3回）

13 令和元年度実施委託統計調査

- (1) 学校基本調査（5月1日現在）文部科学省

ア 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の対象

市立・私立の小学校、中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校及び市教育委員会

（高校、短大、高専、大学、特別支援学校及び国立の小・中学校は国及び北海道で調査）

- (2) 工業統計調査（6月1日現在）総務省・経済産業省

ア 調査の目的

工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）

- (3) 経済センサス基礎調査（6月～11月）総務省

ア 調査の目的

全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

全ての事業所

- (4) 全国家計構造調査（10月～11月）総務省

ア 調査の目的

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。

イ 調査の対象

総務大臣の定める方法により選定された世帯

(5) 農林業センサス（2月1日現在）農林水産省

ア 調査の目的

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的とする。

イ 調査の対象

農林業を営んでいるすべての世帯、法人

14 統計刊行物の発行

名 称	発 行
釧路市統計書	毎年3月

15 各種統計調査結果

(1) 平成27年国勢調査結果（10月1日現在）

（単位：世帯、人）

世帯数	総 数	男	女
82,078	174,742	82,185	92,557

(2) 平成26年経済センサス基礎調査結果（7月1日現在）

（単位：事業所、人）

事業所数	従業者数
8,871	80,833

(3) 平成28年経済センサス活動調査結果（卸売業，小売業）（6月1日現在）

（単位：店、人、万円）

事業所数	従業者数	年間商品販売額
1,636	13,106	53,474,889

(4) 平成29年工業統計調査結果（6月1日現在）

（単位：事業所、人、万円）

事業所数	従業者数	製造品出荷額等
166	4,649	23,719,987

注：従業者4人以上の事業所

(5) 平成30年度学校基本調査結果（5月1日現在）

ア 幼稚園（単位：園、学級、人）

園数	学級数	園児数	修了者数	教員数	職員数
26	112	2,094	823	202	45

イ 幼保連携型認定こども園（単位：園、学級、人）

園数	学級数	園児数	修了者数	教員数	職員数
3	12	279	50	66	17

ウ 小学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	児童数	教員数	職員数
27	372	7,729	614	181

エ 中学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
17	169	4,120	1,458	357	79

オ 高等学校（単位：校、学級、人）

学校数	学級数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
8	124	4,418	1,427	363	70

カ 専修学校 (単位：校、人)

学校数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
10	512	192	67	25

キ 各種学校 (単位：校、人)

学校数	生徒数	卒業者数	教員数	職員数
1	—	—	—	—

ク 特別支援学校 (単位：校、学級、人)

学校数	学級数	児童生徒数	卒業者数	教員数	職員数
2	58	255	44	149	39

ケ 高等専門学校（専攻科含む） (単位：校、学級、人)

学校数	学級数	生徒数	卒業・修了者数	教員数	職員数
1	28	839	178	76	46

コ 短期大学 (単位：校、人)

学校数	学生数	卒業者数	教員数	職員数
1	190	83	17	14

カ 大学（大学院含む） (単位：校、人)

学校数	学生数	卒業・修了者数	教員数	職員数
2	2,156	534	99	51

都市計画課

1 都市計画

本市の都市計画は、昭和5年9月都市計画法が適用され、昭和10年3月都市計画区域、昭和16年3月に用途地域と都市計画道路の決定により、その第一歩を踏み出した。

昭和24年隣接鳥取町との合併や水産、紙パルプ、石炭の三大基幹産業の急速な発展による産業構造の変化と人口の激増等により、土地地区画整理事業をはじめ都市の近代化を促進する都市計画事業が実施されるなど、都市基盤整備が大きく進展した。

昭和43年新都市計画法により、都市計画の基本となる市街化区域及び市街化調整区域の設定や開発許可制度等が定められ、昭和47年には、用途地域、都市計画道路の全面変更が行われ、現在の市街地形成の基礎が築かれた。

その後、近年の我が国の社会経済情勢の変化を受け、これまでの拡大・成長を目標とした「都市化社会」から、安定・成熟した「都市型社会」への転換が求められており、将来のまちづくりの方向性を示す「都市計画マスタープラン」を平成12年度に策定した。

また、少子高齢化の急速な進展や地球環境問題への関心の高まりをはじめとするさらなる社会経済情勢の変化や3市町合併に対応するため、平成20年度には「都市計画マスタープラン」の見直しを行った。

- (1) 都市計画法適用 都市計画法（大正8年4月5日法律第36号）の規定により指定

法適用年月日	昭和5年9月1日	法適用番号	勅令第142号
--------	----------	-------	---------

- (2) 都市計画区域 都市計画法第5条

昭和10年3月に1市2村（釧路市、釧路村（後の釧路町）、鳥取村）を一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画区域を定めた。昭和24年10月、当時の釧路市と鳥取町との合併の際、白糠村の一部も加え都市計画区域を22,303haに拡大し、その後数回の変更を経て、平成16年4月に西港第4埠頭の公有水面埋立地を加え、現在に至っている。

釧路市	22,175ha	最終変更年月日 平成16年4月6日
釧路町	12,037ha	
計	34,212ha	

- (3) 区域区分 都市計画法第7条

都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域（すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）との区分を定めている。

本市では、昭和45年12月に市街化区域及び市街化調整区域の設定を行い、その後、人口や産業構造等の経済情勢の変化に対応して区域を変更している。

区 分	市街化区域	市街化調整区域	最終変更年月日 平成22年11月9日 北海道告示第746号
釧路市	5,272ha	16,903ha	
釧路町	618ha	11,419ha	
計	5,890ha	28,322ha	

(4) 地域地区・都市施設・地区計画等 都市計画法第8条、第11条、第12条の4

市街化区域における土地の合理的な利用を誘導するため、良好な都市環境の形成や、住居、商業、工業などの適正な配置による機能的都市活動の確保を目的とする用途地域等の、地域地区を定めている。

ア 用途地域（平成28年12月21日 釧路市告示第517号）

区 分	面 積	区 分	面 積
第1種低層住居専用地域	970ha	近 隣 商 業 地 域	197ha
第2種低層住居専用地域	7ha	商 業 地 域	108ha
第1種中高層住居専用地域	878ha	準 工 業 地 域	362ha
第2種中高層住居専用地域	604ha	工 業 地 域	758ha
第1種住居地域	494ha	工 業 専 用 地 域	692ha
第2種住居地域	75ha		
準 住 居 地 域	127ha	合 計	5,272ha

イ 特別用途地区（平成7年10月11日 釧路市告示第195号）

種 類	面 積	位 置
第1種特別工業地区	約153ha	大楽毛、星が浦の各一部
第2種特別工業地区	約76ha	大楽毛、新野の各一部
第3種特別工業地区	約154ha	大楽毛、星が浦、鳥取の各一部

ウ 防火地域、準防火地域（平成22年11月9日 釧路市告示第449号）

区 分	面 積
防 火 地 域	約48ha
準 防 火 地 域	約644ha

エ 臨港地区（平成22年11月9日 北海道告示第746号、平成28年7月15日 釧路市告示第316号）

名 称	面 積	分 区	面 積
釧路圏臨港地区	約350ha	商 港 区	143.9ha
		工 業 港 区	86.9ha
		漁 港 区	39.8ha
		保 安 港 区	37.8ha
		特殊物資港区	11.7ha
		修景厚生港区	8.1ha
		無 分 区 地 区	21.8ha

オ 駐車場整備地区（平成6年6月2日 釧路市告示第100号）

区 域	面 積	備 考
釧路市幸町3丁目の一部及び幸町4丁目の全部、幸町5丁目から幸町14丁目並びに寿1丁目の各一部、浪花町3丁目から浪花町13丁目の各一部	約109ha	釧路市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成17年10月11日 条例第217号）

カ 都市計画道路（平成27年3月17日 釧路市告示第109号）

都市計画道路の決定は、昭和16年3月19日付内務省告示第77号をもって決定したのが最初で、その後、釧路市と鳥取町の合併等による大幅な変更や、新都市計画法施行に伴う昭和47年5月の全面変更等を経て、現在に至っている。

釧路圏都市計画道路（釧路町を含む）

総路線数（本）	総延長（m）	区 分	路線数（本）	延長（m）
107	239,280	自 動 車 専 用 道 路	1	9,980
		幹 線 道 路	91	220,950
		区 画 街 路	8	5,460
		特 殊 街 路	7	2,890

キ 都市計画公園・緑地（平成24年3月1日 釧路市告示第61号）

区 分	数	面 積
街 区 公 園	161	40.53ha
近 隣 公 園	16	28.10ha
地 区 公 園	5	28.80ha
総 合 公 園	3	105.60ha
運 動 公 園	1	104.40ha
特 殊 公 園	2	571.03ha
都 市 緑 地	6	116.70ha
計	194	995.16ha

ク 下水道（平成22年11月9日 北海道告示第746号）

(7) 釧路圏都市計画下水道の名称 釧路公共下水道

(イ) 排水区域

名 称	区域面積	備 考
釧路公共下水道	約5,915ha	釧路市分 約5,297ha 釧路町分 約 618ha

(ウ) 処理施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
古川下水 終末処理場	釧路市古川町	約124,200㎡	処理能力 137,600㎥／日
白樺下水 終末処理場	釧路市益浦4丁目	約 34,400㎡	処理能力 21,400㎥／日
大楽毛下水 終末処理場	釧路市星が浦南6丁目	約126,520㎡	処理能力 88,900㎥／日

(エ) ポンプ場・下水管渠

ポンプ場（11カ所）及び各処理区別に下水幹線等が、それぞれ計画決定されている。

ケ その他の都市施設

(7) 汚物処理場

名 称	位 置	面 積	処理能力	告示年月日・番号
第 3 し 尿 処 理 場	釧路市新野原野地内	約3.3ha	100kl／日	昭和41年8月25日 建設省告示第2931号
釧路水産団地排水処理場	釧路市新野	約4.2ha	20,000kl／日	昭和49年9月11日 釧路市告示第127号

(イ) 市場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧路市公設 地方卸売市場	釧路市新富士町6丁目	約6.6ha	平成18年4月1日 釧路市告示第84号
釧路水産物 地方卸売市場	釧路市浜町に隣接する国有地の地先	約10.7ha	昭和57年5月11日 釧路市告示第105号
釧路市新富士水産物 地方卸売市場	釧路市新富士町6丁目	約2.42ha	昭和59年8月16日 釧路市告示第154号

(ウ) と畜場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
釧路 と 畜 場	釧路市新野28番地の2の一部 大楽毛128番地の1、5の一部	約10ha	昭和45年6月23日 釧路市告示第64号

(エ) 河川

名 称	位 置	区域		告示年月日・番号
		幅員	延長	
アセツリ川	釧路市古川町～釧路町セツリ太	40m	約830m	昭和50年2月17日 北海道告示第406号

(オ) ごみ焼却場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
鉦路広域連合 ごみ処理施設	鉦路市高山30の1地内	約3.6ha	平成15年9月8日 鉦路市告示第143号

(カ) ごみ処理場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
鉦路市資源 リサイクルセンター	鉦路市鳥取南7丁目	約1.4ha	平成10年3月2日 鉦路市告示第42号
粗大ごみ 処理センター	鉦路市高山	約1.1ha	平成11年3月5日 鉦路市告示第46号

(キ) 火葬場

名 称	位 置	面 積	告示年月日・番号
鉦路市昇雲台火葬場	鉦路町鳥通東8丁目 鉦路町字遠野	16,200㎡	平成12年8月1日 鉦路市告示第167号

コ 地区計画

地区計画は、地区レベルの良好な市街地環境の形成を図るため、地区の特性に応じて地区施設の配置計画や建築物の形態について、住民等の意見を聞きながらきめ細かなルールを定めるものであり、本市では現在15地区について地区計画を定めている。

名 称	位 置	面 積 (ha)	地区整備計画区域 内の地区区分名称	告示年月日・番号
美原団地 地区計画	美原1丁目、2丁目、3 丁目、4丁目、5丁目	141.4 (74.0)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 低層集合住宅地区	平成21年10月2日 鉦路市告示第466号
芦野三丁目地区 地区計画	芦野3丁目の一部	22.1 (17.5)	低層専用住宅地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 鉦路市告示第268号
愛国地区 地区計画	愛国191番の一部	5.6 (5.4)	医療・福祉サービス地区 行政サービス地区	平成27年7月3日 鉦路市告示第291号
文苑地区 地区計画	文苑3丁目の一部、文苑 4丁目	43.6 (39.2)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 鉦路市告示第269号
文苑第二地区 地区計画	文苑1丁目、文苑2丁目 の一部	49.6 (42.5)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 集合住宅地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 鉦路市告示第270号
昭和地区 地区計画	昭和中央2丁目、3丁目、 4丁目、5丁目、6丁目、 昭和町4丁目、昭和南3 丁目、4丁目、5丁目、 6丁目の各一部	83.9 (67.8)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 沿道サービス地区 近隣サービス地区	平成28年6月24日 鉦路市告示第271号
益浦軽工業団地地区 地区計画	益浦3丁目の一部	11.5 (11.0)		平成30年4月1日 鉦路市告示第107号
文苑第三地区 地区計画	文苑2丁目の一部、3丁 目の一部	33.6 (29.0)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区	平成21年9月1日 鉦路市告示第394号
昭和中央地区 地区計画	昭和中央1丁目、2丁目、 3丁目、4丁目、5丁目、 6丁目の各一部	96.8 (78.9)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅A地区 一般住宅B地区 近隣サービス地区 近隣便利施設地区	平成28年6月24日 鉦路市告示第273号

昭和シルバータウン地区地区計画	昭和190番の一部	7.7 (7.7)		平成13年3月15日 釧路市告示第51号
鶴野東地区地区計画	鶴野東4丁目、5丁目の各一部	14.6 (13.9)	低層専用住宅地区 一般住宅地区 沿道サービス地区	平成28年6月24日 釧路市告示第274号
釧路フィッシャーマンズワープ地区地区計画	北大通1丁目、2丁目、錦町2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、幸町3丁目、4丁目、5丁目、浪花町3丁目、4丁目、5丁目の各一部	6.7 (6.7)	錦町地区 幸町、浪花町地区	平成30年4月1日 釧路市告示第108号
桜ヶ岡・白樺台地区地区計画	桜ヶ岡5丁目の一部、6丁目、7丁目、益浦4丁目の一部、白樺台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目	192.3 (177.0)	低層専用住宅地区 低層一般住宅地区 一般住宅地区	平成21年10月2日 釧路市告示第465号
武佐地区地区計画	武佐1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の各一部	145.8 (136.4)	低層専用住宅地区 一般住宅地区	平成19年9月14日 釧路市告示第324号
昭和北地区地区計画	昭和北1丁目、2丁目、3丁目、昭和中央1丁目の一部、2丁目の一部	47.2 (44.2)		平成21年10月2日 釧路市告示第464号

※面積欄の（ ）書きは、地区整備計画の区域面積

(5) 開発行為の許可申請 都市計画法第29条（道許可含む）

1,000平方メートル以上の敷地に建築物及び特定工作物の建築を目的として区画形質を変更する行為。
(平成30年度実績)

ア 申請件数

区分	件数 (件)	面積 (ha)
市街化区域内	6	2.23
市街化調整区域内	1	0.34
都市計画区域外	1	3.40
計	8	5.97

イ 許可件数

区分	件数 (件)	面積 (ha)
市街化区域内	6	2.23
市街化調整区域内	1	0.34
都市計画区域外	1	3.40
計	8	5.97

2 住居表示

住居表示に関する法律（昭和37年5月法律第119号）に基づき昭和43年度から行っており、平成14年度は鶴野地区を実施した。平成15年度からは、住居表示を実施していない。

(近年の実施区域)

年 度	12	13	14
面積 (km ²)	0.2	1.32	0.156
世帯数(世帯)	560	37	16
人口 (人)	1,600	95	34
実施区域	[中鶴野地区] 中鶴野	[昭和地区] 昭和中央1～6丁目 [文苑地区] 文苑2～3丁目	[鶴野地区] 鶴野東4～5丁目

3 市営駐車場

(1) 釧路河畔駐車場

都心部地域の駐車需要に対応するため、建設費約66,000千円で整備を進め、昭和49年12月8日に供用した。

なお、市が実施するリバーサイド整備事業の進捗に伴い、平成12年度から13年度の2年間で、本駐車場の改良工事を行った。

位 置	面 積	供 用 台 数
北大通1丁目 末広町1丁目 栄町1丁目 川上町2丁目	約0.57ha	202台

(2) 釧路錦町駐車場

都心部及び釧路FW計画地域における駐車需要に対応するため、総事業費約2,250,000千円（建設費約1,652,000千円）で立体駐車場として整備し、平成9年8月1日に供用した。

位 置	面 積	供 用 台 数
錦町4丁目	約1.4ha	509台

4 景観づくり推進事業

(1) 景観形成推進事業

平成3年10月の釧路市都市景観形成基本計画策定以来、景観形成に関わる施策の推進を図り、平成16年3月の道道釧路空港線周辺地域の景観形成推進地区への指定、平成19年4月1日には自主条例となる釧路市景観条例の施行など、地域の特色を生かした景観づくりに努めている。また、北海道知事の同意を経て、平成20年10月1日より景観行政団体に移行し、平成21年10月には景観法に基づく釧路市景観条例を制定、同年11月には釧路市景観計画を策定し、平成22年4月1日より施行している。

○これまでの主な取り組み

- ・平成3年10月「釧路市都市景観形成基本計画」策定
- ・平成5年3月「釧路市都市景観ガイドライン」策定
- ・平成7年7月「釧路市都市景観要綱、同施行規準、景観形成基準」制定
- ・平成8年7月「釧路市都市景観賞表彰規定、同実施要領」制定
- ・平成12年3月「釧路市都市景観形成推進地区景観形成基準指針」制定
- ・平成16年3月 道道釧路空港線周辺地域を景観形成推進地区に指定
- ・平成19年3月「釧路市景観条例」制定
- ・平成20年10月「景観行政団体」移行
- ・平成21年10月 景観法に基づく「釧路市景観条例」制定
- ・平成21年11月「釧路市景観計画」策定
- ・平成21年12月「釧路市景観計画運用指針」制定

(2) 景観形成啓発事業

ア 釧路市景観賞

市内の景観形成に貢献している建物や景観形成に資するまちづくり活動等を募集し、優れた建築物や活動に対し表彰を行っている。

年 度	受 賞 作
12 (第8回)	北海道立釧路芸術館 炉ばた 煉瓦 [奨励賞] 浪花町十六番倉庫 [奨励賞]
14 (第9回)	釧路信用組合 本店 (旧)五十嵐邸

16 (第10回)	幣舞橋 [第10回記念釧路市都市景観賞特別賞] 痴呆性高齢者グループホーム さんぼみち [奨励賞] ふくしま医院 [奨励賞]
18 (第11回)	なかよし花街道事業 釧路北園啓生園 [奨励賞]
20 (第12回)	株式会社大塚製薬工場釧路工場 [特別賞] Bread & sweets cafe Pan de Pan (パンデパン) [奨励賞] amicafe (アミカフェ) [奨励賞] 山本クリニック [奨励賞]
22 (第13回)	ルート38ビーナスロード [特別賞] 鈴木邸 [奨励賞] 田川邸 [奨励賞] 北海道釧路工業高等学校 [奨励賞]
24 (第14回)	鶴雅ウィングス庭園遊歩道 [景観賞] エヌシー釧路 [景観賞] アイヌコタン [奨励賞] 折り紙建築を用いた活動 [奨励賞]

イ 景観パネル展の実施

景観賞表彰制度の理念を継承し、市内中心部の景観賞受賞建造物の解説などを記載したパネルを市役所防災庁舎、阿寒町公民館、音別町行政センター、コア鳥取、コア大空、コアかがやきの6か所で展示している。

5 幸町都市拠点地区整備計画

平成8年2月に「釧路シビックコア地区整備計画」を策定し、幸町土地区画整理事業地区内の5.6haをシビックコア地区とした。当地区は、国の合同庁舎や釧路市こども遊学館を中心に、業務施設等の誘導、歩行者専用道路の整備や緑あふれる中央オープンスペースの創出により、魅力と賑わいのある都心部の拠点地区形成をめざすこととしている。

これにより平成8年度から事業者、有識者、市民等で構成する協議会を設置し、施設配置や景観計画の検討、事業調整を行っている。

6 近年の土地区画整理事業

地 区	施行者	認可年月日	事業年度	事業費 (千円)	施行面積 (ha)	減歩率 (%)	継 続 完了別	備 考
文苑第二	組 合	平4.6.22	平4～	5,423,006	50.4	50.8	継続	
文苑第三	組 合	平11.5.7	平11～	3,882,030	30.1	57.5	継続	
昭和中央	組 合	平11.12.10	平11～	11,163,000	91.8	59.4	継続	
鶴 野	組 合	平12.6.30	平12～	1,484,709	15.6	59.2	継続	

7 釧路市北大通3・4丁目地区優良建築物等整備事業

都心部地区の活性化を図るため、民間事業者が行う再開発事業に対し、補助対象事業費の3分の2以内を補助する。

平成27年度に支障物件等調査、実施設計、建物補償、平成28年度に解体工事、平成28年度から平成30年度で建築工事が行われた。

<整備構想>

- ・基本方針 商業・業務・福祉・共同住宅の複合的な整備を行う。
- ・事業期間 平成27年度～平成30年度

- ・敷地面積 約4,400 m²
- ・延床面積 約11,700m²
- ・構造規模 R C造11階建、R C造6階建
- ・施設用途 共同住宅、有料老人ホーム、商業・業務

都心部まちづくり推進室

1 都心部まちづくり推進室について

都心部まちづくり推進室は、都心部まちづくりの推進に係る企画及び調整、並びに、釧路駅周辺整備に係る検討を行う組織として、令和元年度より新設された組織であり、現在、釧路都心部まちづくり計画の策定に向けた検討を進めている。

2 釧路都心部まちづくり計画

(1) 策定の目的

市民、民間事業者、行政が、都心部を釧路市の“顔”として、また、ひがし北海道の玄関口として、その将来の姿を共有し、連携して都心部の活性化に取り組むための指針として、基本構想編及び事業構想編の二部構成からなる「釧路市都心部まちづくり計画」を策定する。

(2) 都心部の定義

立地適正化計画において、広域中核拠点として位置づけられている釧路駅を中心とした都市機能誘導区域を都心部と定義し、立地適正化計画と連携を図り、都市機能の誘導・集積や都心居住を推進し、持続可能なまちづくりを目指す。

(3) 平成30年度の事業内容

ア 釧路都心部まちづくり推進協議会（準備会）の開催（全3回）

イ 釧路都心部まちづくり計画【基本構想編】の策定

(ア) 都心部まちづくり計画の基本的な考え方

(イ) 現状と課題

(ウ) 都心部の将来像とまちづくり方針

(エ) 実現に向けた施策展開

(オ) 実現に向けた戦略

(4) 令和元年度の事業内容

ア 釧路都心部まちづくり推進協議会（準備会）の開催（全3回予定）

イ 釧路都心部まちづくり計画【事業構想編】*の策定

(ア) 釧路都心部まちづくり計画【基本構想編】の検討深度化

(イ) 釧路駅周辺整備事業の検討

※釧路都心部まちづくり計画【事業構想編】については、令和元年度から令和2年度の2箇年で策定することを目標に検討を進めている。

秘書課

1 歴代市長

代	氏 名	在 職 期 間
初 2	伊 東 良 孝 蝦 名 大 也	平成17年10月23日～平成20年10月6日 平成20年11月2日～

2 歴代副市長

氏 名	在 職 期 間
折 原 勝 松 倉 豊 上 原 丈 開 沼 静 松 浦 尊 小 松 正 岩 隈 敏 名 塚 昭 伴 篤	平成17年10月31日～平成19年3月31日 平成17年10月31日～平成20年3月31日 平成19年4月1日～平成21年11月30日 平成20年4月1日～平成22年3月31日 平成21年12月1日～平成25年10月31日 平成22年7月1日～平成25年3月31日 平成25年4月1日～平成31年3月31日 平成25年11月1日～ 平成31年4月1日～

3 釧路市名誉市民

(1) 名誉市民

市民又は市に縁故が深く、公共の福祉の増進、社会及び文化の進展又は市の発展に貢献し、功績卓絶で市民から郷土の誇りとして深く尊敬を受ける者

(2) 顕彰の方法と待遇

ア 名誉市民にはその称号を証する証書及び名誉市民章を贈呈するとともに、その事績を市広報誌等に公表し、顕彰する

イ 市が行う公の儀式への参列の招待

ウ 慶弔の際における相当の儀礼

エ その他名誉市民としての榮譽を保持するため、市長が必要と認める処遇

4 釧路市功労者

(1) 被表彰者

ア 市政に寄与し、著しく功労の大きかった者

イ 市長、市議として満12年以上勤務した者、又は満10年以上勤務して在職中死亡した者

ウ 副市長、教育長、監査委員、固定資産評価員として満12年以上勤務した者

エ 教育委員、選管委員、公平委員、農業委員として満16年以上勤務した者

(2) 表彰の方法と待遇

ア 被表彰者には表彰状に添えて功労章及び記念品を贈呈する

イ 市主催による諸行事への招待

ウ 功労者数62名（市内在住者56名、市外居住者6名）平成31年4月1日現在

(3) 功労者名

前 田 豊 作	駒 田 義 男	坂 久 幸	畑 中 優 周	松 永 征 明
張 江 悌 治	前 田 七 郎	宮 高 重 敏	黒 木 満	鶴 間 秀 典
山 口 哲 夫	秋 葉 武 三	西 直 行	戸 田 悟	蝦 名 大 也
近 藤 雍	遠 藤 義 信	伊 東 良 孝	石 川 明 美	村 上 和 繁
高 橋 宏 政	小 畑 保 則	大 森 昌 子	続 木 敏 博	稲 場 洋 二
吾 妻 巖	中 村 啓	酒 卷 勝 美	伊 東 眞 光	細 川 裕 司
菅 原 博 旦	二 瓶 雄 吉	佐 藤 勝 秋	大 西 博 一	佐 藤 裕 司
増 田 竹 雄	横 谷 絢 子	藤 原 厚	松 下 裕 幸	浅 野 德 昭
小 柏 佐 市	砂 山 栄 三	山 崎 晃	梅 津 則 行	福 西 正 範
五ノ井 護	千 葉 光 雄	淀 川 了 一	野 村 照 明	村 上 正 人
畠 山 正 行	西 村 肇	稻 澤 優	土 岐 政 人	
日 向 郁 雄	花 井 紀 明	北 村 剛	高 橋 一 彦	
松 永 俊 雄	藤 原 勝 子	菅 野 猛	宮 田 団	

市民協働推進課

1 市民と協働するまちづくりの推進

- (1) 平成20年3月 「市民と協働するまちづくり推進指針」策定

2 輝くまちづくり交付金の平成30年度実績

- (1) 採択事業数 10事業
(2) 交付金総額 2,850,000円

3 広報活動

- (1) 印刷物による広報活動

ア 広報くしろ

タブロイド判 16～24ページ

月1回（1日）発行 毎回83,600部

北海道新聞への折り込み及び各戸配布（釧路地域）、町内会配布（阿寒・音別地域）と公共施設、市内郵便局への設置により配布

イ 釧路市くらしの便利帳

A4判 172ページ

110,000部作成

市内の全世帯と転入者の日常便利帳として戸籍住民課・各行政センター・各支所の窓口で配布

ウ 阿寒町行政センター通信

- (ア) 「あかん」 A4判 2ページ

月1回発行 毎回2,000部

町内会配布と公共施設、阿寒地域郵便局への設置により配布

- (イ) 「あかん」ふるさと版 A4判 2ページ

年1回発行（8月） 600部

ふるさと阿寒・東京会及び札幌会会員へ配布

エ 音別町行政センター通信（北のビーナスタイムズ）

A4判 4ページ

年6回偶数月（1日）発行 毎回1,000部

町内会配布と公共施設、音別地域郵便局への設置により配布

- (2) 電波による広報活動

ラジオ広報「市役所からこんにちは」

FMくしろ（76.1MHz）にて毎週月曜日午前10時05分から15分間放送

- (3) インターネットによる広報活動

ア 公式ホームページ

釧路の紹介や市政の最新情報、Web版広報くしろ、観光ガイドなどを掲載。平成24年10月1日に市ホームページをリニューアル。

イ 公式フェイスブックページ

平成27年2月2日から運用開始

ウ 釧路市役所ブログ

楽天(株)ブログにより、平成27年8月3日から運用開始

エ その他

2つの民間Webサイトに、電子書籍版「広報くしろ」を掲載

- (4) 報道機関を通じた広報活動

ア 週間行事予定表及び各種市政情報の提供

イ 記者レクチャー 必要に応じて市政記者クラブへ説明

ウ 定例市政記者クラブ・市長懇談会 重要事項等について発表

4 広聴活動

(1) 平成30年度実績

事業名	内 容	実 績	
わかもの ふれあいトーク	若い世代を対象とした、市長と市民との意見交換の場。市民が市政への理解を深める機会とし、市政運営に市民の意見を役立てる。	実施回数	1回
		参加人数	3人
市政懇談会	市政情報や地域課題等の情報共有化と、地域の方々と意見交換をする場として実施。	実施回数	8回
		参加人数	189人
市長へのポスト	まちづくりについての意見・要望・苦情などを、広く「市民の声」として市政に反映させる。	要望件数	130件
陳情	団体の要望を迅速に市長や関係各課に伝え、適正な処理がなされるように調整する。回答を必要とするものについては、担当課と調整の上、要望団体に回答する。	要望件数	923件
一般広聴	電話などで寄せられた要望・苦情などについては、迅速な処理に努めている。その後、回答を必要とするものについては、処理結果を申し出人に回答する。	要望件数	160件
無料法律・人権相談	金曜日のみ、釧路地方法務局人権擁護課・釧路弁護士会・釧路人権擁護委員協議会の協力により実施。	実施回数	22回
		相談件数	104件
地域担当職員制度 (阿寒地区)	地区内に地域担当職員を配置し各地域の会議等に出席し、住民の意向や要望を行政に反映させる。	出席回数	15回
		要望件数	9件
地区懇談会 (音別地区)	町内会からの要望により、町内会と行政センター長及び関係各課で懇談会を実施。	実施回数	2回
		参加人数	13人

5 情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度（平成30年度実績）

公開請求 件数32件	公開	19件
	部分公開	9件
	非公開	1件
	不存在	4件
	取り下げ	0件
	存否応答拒否	0件

(2) 個人情報保護制度（平成30年度実績）

開示請求 件数96件	開示	74件
	部分開示	2件
	非開示	0件
	不存在	20件
	取り下げ	0件

6 女性教育活動及び男女平等参画社会の推進

- (1) 釧路市男女平等参画推進条例に基づき、女性がその能力と経験を十分に生かせるよう、行政への意見反映の場である審議会への登用促進、雇用機会の拡充など男女が共に参画する社会づくりへの指針である「くしろ男女平等参画プラン」の推進と女性の学習機会の提供・支援を行う。

- (2) 釧路市男女平等参画審議会の開催 3回
- (3) 女性団体活動への支援（釧路市女性団体連絡協議会、家庭生活カウンセラー養成講座、他）
- (4) 道外派遣事業（国立女性教育会館への研修派遣）
- (5) 男女平等参画センターの管理運営（平成30年4月1日より指定管理者制度導入）
女性のための法律相談や一般相談の他、講座・セミナー等を実施。
貸館実績 271件 センター利用者数 のべ7,485名
- (6) くしろ男女いきいき参画表彰
表彰式 平成30年10月28日 表彰件数 2件

7 国内姉妹都市

都市名	鳥取市（鳥取県）
提携年月日	昭和38（1963）年10月4日
提携の経緯	釧路市とは、明治17、18年に鳥取県士族など513人が釧路市鳥取地区に移住し、開拓に尽力するなど歴史的にも結びつきが深いところから、昭和38年に姉妹都市関係を結んだ。
市の概要	鳥取市は、鳥取県東部を流れる千代川の下流に位置し、古くから池田家32万石の城下町として栄え、明治22年の市政施行以来今日まで、山陰の政治、文化、経済、交通の中心都市として、また、天然記念物である鳥取大砂丘を有する観光都市として知られ、名産の二十世紀梨は、品質、生産高とも最高水準を誇っている。また、無形文化財の郷土芸能“傘おどり”は、釧路傘おどり保存会にも伝承され、釧路市民に親しまれている。
交流内容 (平成30年度)	平成30年7月31日～8月2日、釧路市姉妹都市等交流促進議員連盟4名が表敬訪問を行った。 鳥取市木のまつりにて、物産交流を行った。

都市名	湯沢市（秋田県）
提携年月日	昭和38（1963）年10月4日
提携の経緯	釧路市とは、戦前から主食をはじめ、わら工芸品や木工品の移入など、経済的な交流があったことに起因し、昭和38年に姉妹都市関係を結んだ。
市の概要	湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置する田園都市で、古くから米、木材の集散地として、また、灘、伏見と並ぶ酒造地として知られ、冬は多くのスキー客でにぎわい、「犬っこまつり」、「小町まつり」の他、夏の夜の風物詩「七夕絵どうろうまつり」は有名で、毎年釧路市長賞が贈られている。
交流内容 (平成30年度)	平成30年8月6日～8日、釧路市姉妹都市等交流促進議員連盟4名が表敬訪問を行った。 犬っこまつりにて、物産交流を行った。

8 海外姉妹都市

都市名	バーナビー市（カナダ、ブリティッシュコロンビア州）
提携年月日	昭和40（1965）年9月9日
提携の経緯	釧路市とほぼ同緯度に位置し、都市の形態も類似しているバーナビー市から、昭和38年、駐日カナダ大使の仲介により姉妹都市の申し入れがあり、昭和40年に釧路市長がバーナビー市を訪問し、姉妹都市提携を行った。
市の概要	人口（2016年）232,755人。カナダ西海岸の大都市バンクーバーに隣接し、文教施設が整備され、通信関連企業など最先端の産業が進出するなど、この地域のベッドタウン、商業都市として発展している。
交流内容 (平成30年度)	平成30年7月12日～18日、バーナビー市関係者をはじめとするカナダ日系アイスホッケーチームの高校生とその家族ら37名が来釧。市内高校との親善試合のほか、学校訪問、ホームステイ等、市民レベルの交流に参加。 平成30年11月23日～12月2日、北海道釧路明輝高校が、語学研修を目的とし、生徒3名と引率教師をバーナビー市に派遣。市役所公式訪問のほか、文化交流を行った。

都 市 名	ホルムスク市（ロシア連邦、サハリン州）
提携年月日	昭和50（1975）年8月27日
提携の経緯	紙パルプ、港湾を基幹産業とする都市の性格も類似しており、また、ホルムスク市（旧真岡市）を郷里とする釧路市民も少なくなかったことから昭和50年8月ホルムスク市長の招待で釧路市長がホルムスク市を訪問し、姉妹都市提携をした。
市の概要	人口約38,000人。サハリン州南西部に位置し、州内最大の港湾施設を利用した鉄道貨物ターミナル基地の建設により物流の中心拠点となっている。
交流内容 （平成30年度）	平成30年11月26日～11月30日、釧路市日ロ親善協会と釧路若草会の主催により、ホルムスク市にあるドルジバ幼稚園、ウルリィブカ幼稚園と釧路わかくさ保育園、釧路はるとり保育園の4園合同子ども作品展が開催された。

9 姉妹港

港 名	スワード港（アメリカ合衆国、アラスカ州）
提携年月日	昭和57（1982）年7月21日
提携の経緯	スワード港は釧路をはじめとする日本の北洋漁業における漁船の補給中継基地として、また、貿易の拠点として経済的交流が深かったことから、昭和57年姉妹港の提携を行った。
市の概要	人口（2017年）2,831人（スワード市）。アラスカ州アンカレッジ市から南に300km離れて位置するスワード港は、漁業と港湾施設を建設し、発展している。
交流内容 （平成30年度）	平成30年10月25日、スワード市より市議等9名の訪問団が来釧、歓迎行事を行った。また、例年、くしろ港まつり会より、スワード市の伝統行事「シルバーサーモンダービー」の優勝者へ釧路市の市章入り記念楯を贈呈、スワード市より「釧路港舟漕ぎ大会」へスワード市長杯を受納。

港 名	ニューオリンズ港（アメリカ合衆国、ルイジアナ州）
提携年月日	昭和59（1984）年10月31日
提携の経緯	ニューオリンズ港は、ルイジアナ州の穀倉地帯を抱え、世界有数の港湾を利用した物流基地でもある。釧路市とも年間を通じて穀物運搬の船舶が両港を行き来し、経済的結びつきも深いことから姉妹港提携を行った。
市の概要	人口（2017年）393,292人（ニューオリンズ市）。アメリカ合衆国南部ミシシッピ河口に位置し、船舶による物流の拠点となっている。
交流内容 （平成26年度）	平成26年10月29日～11月4日、姉妹港提携30周年記念として市長他9名の訪問団がニューオリンズ港湾局を訪問し、姉妹港提携30周年記念友好調印書の調印、また、ニューオリンズ市表敬訪問等を実施。

10 姉妹湿地

湿 地 名	ハンター河口湿地（オーストラリア、ニューサウスウェールズ州）
提携年月日	平成6（1994）年11月7日
提携の経緯	釧路西高校の野外科学部の生徒たちが、夏季に釧路湿原で繁殖し、オーストラリアで越冬する渡り鳥「オオジシギ」の調査研究活動を続けてきたことと、平成5（1993）年6月に釧路市でラムサール条約締約国会議が開催されたことなどがきっかけとなった。「釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原」と「クーラガング湿地とその周辺湿地（現ハンター河口湿地）」との姉妹湿地提携が結ばれた。
交流内容 （平成30年度）	平成30年10月12日～15日、ポートステューブンス市姉妹都市委員会及び市民合唱団からなる訪問団19名が来釧。オーストラリア姉妹湿地合唱交歓演奏会「コーラスとヴィオラの夕べ」の開催及びホームステイ交流等が行われた。

11 港街友好都市

都 市 名	ペトロパブロフスク・カムチャツキー市（ロシア連邦、カムチャツカ州）
提携年月日	平成10（1998）年8月25日
提携の経緯	両市はそれぞれ地域開発や物流または水産業にとって重要な不凍港を有し、その港の産業を中心に発展してきた港街であることから、提携に至った。
市 の 概 要	人口（2017年）180,463人。カムチャツカ州の州都である同市は、水産業や工業・観光業において、ロシア極東の重要な拠点のひとつとなっている。

12 国際化推進事業

(1) くしろ国際交流プラザ開設

平成28年4月1日開設。外国人の方々の様々な相談に応じる他、国際交流に関する情報提供を行う。

平成30年度来館者数実績 延べ978人

(2) 青年研修事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）が、開発途上国より未来の国づくりを担う青年層を日本に招き実施する研修。専門分野の知識・技能の向上及び相互理解促進の機会を提供する。釧路市では釧路市海外研修事業等実行委員会（市役所内に事務局を置く）が受託機関となり、平成19年度より同事業を実施している。

[平成30年度事業実績]

受入期間	平成30年11月12日～11月22日（釧路市）
訪問者数	中南米諸国 11人
研修内容	都市環境管理関係講義・視察・討議、体験学習、小学校訪問、文化体験

13 長期滞在・移住促進に関すること

(1) 事業の概要

ア 長期滞在・移住に関する相談対応と情報発信により、長期滞在者の受入を行う。

イ 民間企業主体の取り組みに対するサポートを行い、長期滞在者の受入体制の充実を図る。

(2) 平成29年度滞在実績

長期滞在者907組1,419人、延べ滞在日数21,303日

釧路市東京事務所

1 東京事務所の概要

釧路市東京事務所は企業誘致のための情報収集、工場適地の宣伝及び道東圏における観光物産の振興等を目的として、昭和53年5月29日開設した。その後、所管事務に国及び関係団体との連絡調整並びに中央要望に関することを加え、市政に有益な最新の情報収集及び釧路市のPR活動・要望活動等を行っている。

住 所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館9階

電 話 (03) 3263-1992 F A X (03) 3239-3669

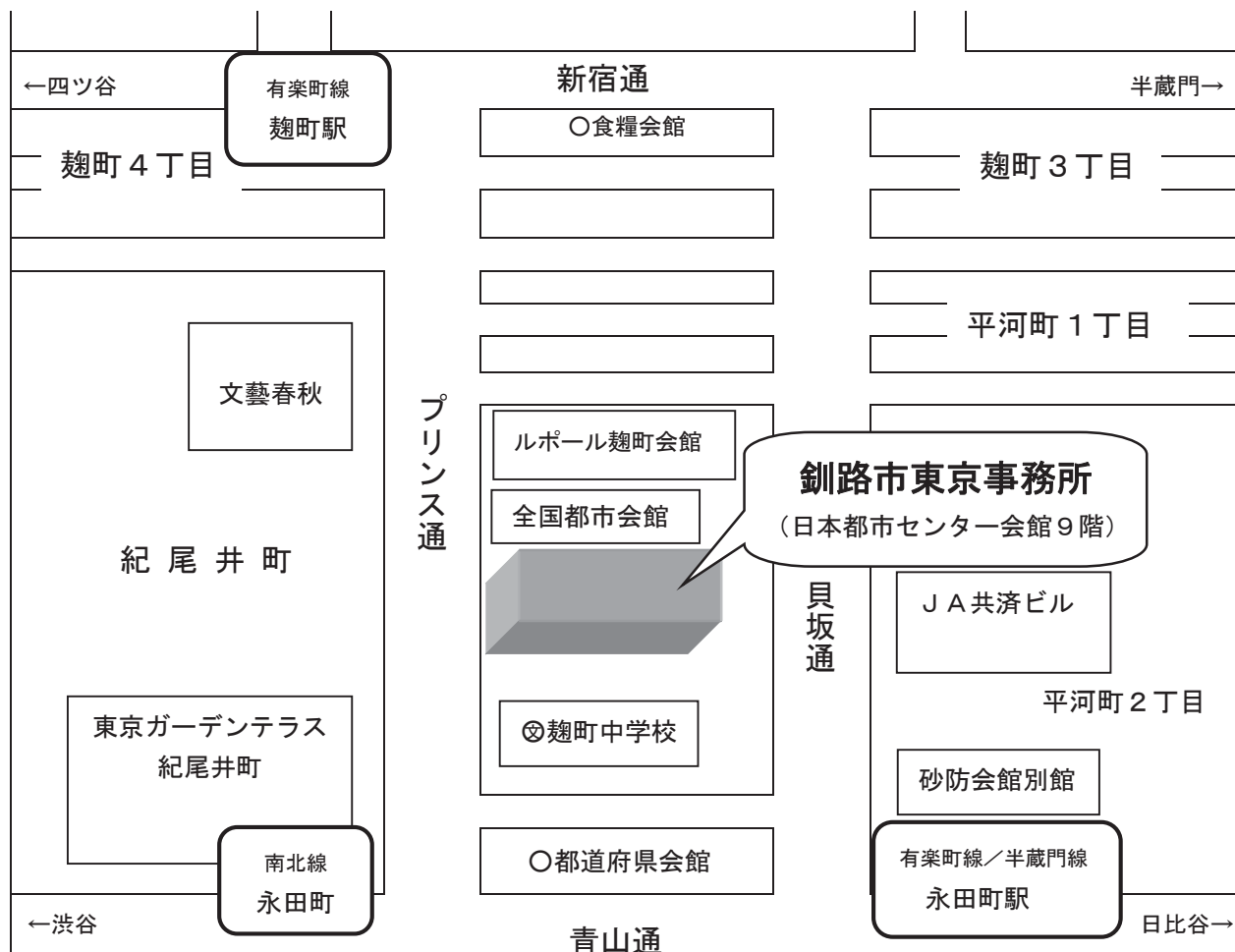
E-mail so-tokyo@city.kushiro.lg.jp

2 活動状況

(平成30年度)

区 分	来所者数	訪問件数	会議等出席	要 望	情報収集
件 数	264	875	209	31	1,127

☆ 案 内 図



交通機関と所要時間

- ・地下鉄 永田町駅 (有楽町線・半蔵門線) 4番・5番出口より徒歩約4分
- ・地下鉄 永田町駅 (南北線) 9番出口より徒歩約3分
- ・地下鉄 麴町駅 (有楽町線) 半蔵門方面出口より徒歩約4分